



暑中お見舞い
申し上げます

河合会計事務所



編集発行人
河合 孝彦
税理士
社会保険労務士
〒910-0019
福井市春山1丁目9番13号
TEL 0776(22)0897(代)
FAX 0776(27)6199
<http://kawai.zei-mu.com>

8月 (葉月) August

日	10	24
月	11	25
火	12	26
水	13	27
木	14	28
金	1	29
土	2	30
日	3	31
月	4	18
火	5	19
水	6	20
木	7	21
金	8	22
土	9	23

8月の税務と労務

- 国 税** / 7月分源泉所得税の納付 8月11日
- 国 税** / 6月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 9月1日
- 国 税** / 12月決算法人の中間申告 9月1日
- 国 税** / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 9月1日
- 国 税** / 個人事業者の消費税等の中間申告 9月1日
- 地方税** / 個人事業税第1期分の納付 都道府県の条例で定める日
- 地方税** / 個人住民税第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務** / 労働保険料第2期分の納付 9月1日 (労働保険事務組合委託の場合は 9月16日)

ワンポイント 遺留分

配偶者や子供等に保障された最低限の資産承継の権利。原則、法定相続分の半分。本年5月に成立した「中小企業における経営の承継の円滑化法」では、事業承継をスムーズに行うため、遺留分権利者の合意と一定の手続きを前提に生前贈与株式を遺留分の対象から除外するなどの民法の特例措置を講じています。

入院 したとき

被保険者が、ケガや病気の治療のため保険医療機関等のうち自己の選定するものに入院したときは、療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について入院時食事療養費が支給されます。

このうち療養病床に入院する六五歳以上の長期入院患者（特定長期入院被保険者という）については、療養の給付と併せて受けた生活療養（食事療養、水道光熱費に関する適切な療養環境の形成である療養をいう）に要した費用について、入院時生活療養費が支給されます。

以下、病院等に入院した時の給付について説明します。

Q₁ 被保険者が入院したとき

被保険者が入院したときに、患者が負担しなければならない

食事代について教えて下さい。

A 被保険者（特定長期入院被保険者を除く）がケガや病気の療養のため、保険医療機関に入院したときには、その治療と併せて食事の給付が受けられます。入院期間中の食事の費用は、健康保険から支給される入院時食事療養費と患者が負担する食事療養標準負担額でまかなわれます。

【低所得者には負担軽減措置】

食事療養標準負担額については、市町村民税非課税世帯と食事療養標準負担額の減額を受けなければ生活保護法の要保護者

食事療養標準負担額

一般(低所得者以外)		260円	
低所得者	市町村民税 非課税者	入院90日以内	210円
		入院90日超	160円
	所得が一定基準に満たない高齢者		100円

居住費負担はありません

となる世帯（低所得世帯）の人及び市町村民税の非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない人（七〇歳以上の高齢受給者に限る）については、負担が軽減される措置がとられています。

患者が入院したときの食事療養標準負担額は、上表のとおりです。

Q₂ 健康保険の低所得者

健康保険の被保険者の中にも低所得者はいるのですか。

A 市町村民税は、前年の所得に基づき算定されますので、新卒者や休職中の人など前年の所得が一定未満の被保険者などが該当します。

食事療養標準負担額の軽減措置を受けることを希望する場合は「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」に被保険者証と低所得の証明書を添付して、社会保障事務所に提出します。申請が認められると、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されますから、被保険者証と認定証を医療機関の窓口へ提出する

ことで食事療養標準負担額の軽減措置が受けられます。

Q₃ 低所得の証明

低所得の証明は、どのように行えばよいのですか。

A 低所得の証明は、次のとおりです。

低所得者世帯の場合

住所地の市区役所または町村役場等で証明を受けた市町村民税の非課税証明
所得が一定基準に満たない場合
非課税証明、給与や年金の源泉徴収票
生活保護法の要保護者の場合
福祉事務所長が行う標準負担額認定該当の証明

Q₄ 六五歳以上の人が、療養病床に長期入院する場合

六五歳以上の人が、療養病床に長期入院する場合の患者の負担額について教えて下さい。

A 六五歳以上の高齢者が療養病床に入院したときには、介護保険との均衡の観点から、食費代

と居住費（水道光熱費相当）を負担しなければなりません。患者負担額（生活療養標準負担額という）は一食につき四六〇円、居住費については一日につき三二〇円（一カ月約五万二千元）です。

なお、低所得者には、所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の状況を斟酌して、負担軽減措置が設けられています。ただし、この措置を受けられる高齢者は、難病、脊髄損傷等の患者や回復期リハビリテーション病棟に入院している患者などです。

ちなみに、病床には、一般病床、療養病床、結核病床、感染症病床、精神病床があります。特定の疾患を対象とした結核病床、感染症病床、精神病床以外が一般病床、療養病床です。一般病床が主に急性期の疾患を扱うのに対し、療養病床は主に慢性期の疾患を扱います。

Q₅ 短期入院する場合

六五歳以上の人が一般病床にや病気の治療のため一般病床に

生活療養標準負担額

		*1		1カ月あたり
一般	入院時生活療養を算定する 保険医療機関に入院している人	食費	460円 *2	約42,000円
		居住費	320円	約10,000円
低所得	世帯全員が 市町村民税非課税世帯	食費	210円	約19,000円
		居住費	320円	約10,000円
低所得	世帯全員が市町村民税非課税で 所得が一定基準に満たない人	食費	130円	約12,000円
		居住費	320円	約10,000円

*1 食費は1食あたりの金額、居住費は1日あたりの金額です。

*2 食事の提供体制により1食につき420円で1日1,260円の負担となる医療機関もあります。

短期入院する場合の患者負担額はいくらになるのですか。

A 六五歳以上の高齢者であっても、一般病床に短期で入院する場合は、入院時生活療養費ではなく入院時食事療養費が支給されます。したがって、患者は一部負担金と食事療養標準負担額

を負担すればよいことになりません。

Q₆ 入院が一八〇日を超えるとき

通院が困難なため、長期入院することになった場合の患者の負担額について、具体例で教えてください。

A 入院医療の必要性が低い患者が、一八〇日を超えて入院したときには、その特別料金部分（いわゆる選定療養のひとつで、入院基本料の一五%部分）等については全額自己負担となり、残りの額が保険給付の対象となります。

なお、特別料金は、医療の種類や病院によって異なりますので、あらかじめ確認するとよいでしょう（料率は同じです）。

(例)

Zさん（負担割合は三割）が病院に入院し、入院料が一日一〇〇点（一点は一〇円なので総額一、〇〇〇円）になるとした場合の患者の負担額は、次のようになります。

(1) 選定療養該当前：三〇〇円
通常どおり医療費総額（一、

〇〇〇円）の三割（三〇〇円）が自己負担額となります。

(2) 選定療養該当後：四〇五円
（次の + ）

一五%の実費額
一、〇〇〇円 × 一五% = 一五〇円
一部負担金

八五〇円 × 三〇% = 二五五円

入院基本料の一五%相当額が、Zさんの負担となります。つまり、選定療養該当後はその実費額（入院基本料の一五%）と通常の一部負担金（差額八五〇円の三割）との合計額を負担することになり、実質的には一〇五円の負担増となります。

ちなみに同一の病名で他の病院に移った場合は選定療養は継続扱いとなり期間は通算されませんが、一度退院して三カ月以上経過すると、再度入院した日が、一八〇日の起算日となります。また、病院等を退院後、別の病気で入院したり、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に入所（入院）していた場合には通算されず、次の入院のときから新たに入院期間が計算されます。

セクシュアルハラスメント

職場におけるセクシュアルハラスメント（以下、セクハラ）には、「対価型セクハラ」と「環境型セクハラ」の二つがあります。

対価型セクハラとは、労働者の意に反する性的な言動を拒否したことによって解雇や降格、不利益な配置転換、減給、労働契約の更新拒否、昇進・昇格の対象からの除外などの不利益を受けることをいいます。一方、環境型セクハラとは、労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が害され、労働者の就業意欲が低下したり、労働者が苦痛に感じて業務に専念できないなど能力の発揮に悪影響が生じることをいいます。

セクハラに該当する性的な言動として以下のものがあります。

性的な事実関係を尋ねること。

性的な内容の情報（噂）を意図的に流すこと。

性的な冗談をいったりからかったりするこ

と。

食事やデートへ執拗に誘うこと。

個人的な性的体験談を話すこと。

事務所内において事業主等が労働者に対して性的な関係を要求すること。

必要なく労働者の腰、胸等にたびたび触ること。

労働者が抗議をしているにもかかわらず、事務所内にわいせつ図画（ヌードポスター等）を配布・掲示すること。

ちなみに、職場とは、事業主が雇用する労働者（パートタイマー、アルバイト、契約社員、派遣社員などの名称、雇用形態にかかわらず雇用するすべての男女労働者をいう）が業務を遂行する場所を指し、労働者が通常就業している場所以外の場所であっても、労働者が業務を遂行する場所であれば「職場」に含まれます。たとえば、取引先の事務所、取引先との打合せをするための飲食店（接待も含む）、顧客の自宅（営業職等）、出張先、業務で使用する車中（営業、バスガイド等）などです。

被保険者が70歳になったとき

厚生年金保険の適用事業所に使用される被保険者が70歳に達するときには、誕生日の前月までに「厚生年金保険被保険者資格喪失届」（資格喪失事由は、「70歳到達」となります）と年金の支給調整を行うための情報を得るため「厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届」が送られてきますので必要書類を記入して社会保険事務所に提出します。

なお、老齢給付の受給権のない高齢者（原則として、公的年金に加入した期間が25年に満たない高齢者）は、受給資格期間を満たすまでの間、任意で厚生年金保険に加入することができます（高齢任意加入被保険者制度という）。

この場合は、「厚生年金保険被保険者資格喪失届」と「高齢任意加入被保険者資格取得申出・申請書」を提出します。その他、本人に60歳未満の被扶養配偶者がいる場合は、「被扶養者（異動）届」と「第3号被保険者関係届」（被扶養者届とセットになっている）も併せて提出します。

特定保険料率

医療保険制度改正に伴い、各保
険者において、一般保険料率の内
訳（特定保険料率及び基本保険料
率に区分）が定められました。

特定保険料率

前期高齢者（六五歳以上七五歳
未満）の公的医療保険制度の加入
者（納付金、後期高齢者（七五歳
以上または後期高齢者医療広域連
合の障害認定を受けた六五歳以上
七五歳未満の後期高齢者医療制度

の加入者）支援金、退職者給付拠
出金及び病床転換支援金等に充て
るための保険料率をいいます。

基本保険料率

健康保険の加入者に対する医療
給付、保健事業等に充てるための
保険料率です。

ちなみに、平成二十年度の政府
管掌健康保険の特定保険料率は千
分の三三、基本保険料率は千分の
四九で、一般保険料率（千分の八
二）に変更はありません。